

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	岩本 寛生
登録番号又は法人番号	22260472
所属する単位会	大阪府行政書士会
処分内容（種類）	3 か月間の会員の権利の停止 (会則第47条の2第1項第2号)
事務所名称	行政書士法人アシスト合同法務事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区南新町二丁目2番10号 太平第2ビル3F
処分年月日	令和8年8月25日
上記処分をした理由	被処分者は、行政書士法人の使用人行政書士として業務を行う立場にありながら、非行政書士法人の関与のもと、当該行政書士法人の名義によらない形で業務を行った。 具体的には、被処分者は、行政書士法人ではない法人の社員であるかのような外観のもとで依頼者対応を行い、かつ当該法人名義による請求がなされるなど、行政書士法人の名義管理及び業務遂行の原則に反する運用に関与した。 このような業務運用は、行政書士制度に対する信頼を損なうものであり、その信用を害するおそれがあり、処分が相当と判断される。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法施行規則第4条、日本行政書士会連合会会則第61条第2項、大阪府行政書士会会則第40条、大阪府行政書士会会則第44条第2項に違反した。